

『四至』と『勝示』考

藤 井 直 正

一 は し が き

北摂山地の一角、大阪府箕面市粟生の山境に所在する応頂山勝尾寺は、西国三十三カ所観音第二十三番の札所として知られる真言宗の古刹である。本寺の創立は、奈良時代の神龜四年（七二七）、時の摂津国司であった藤原致房の双生児、善仲・善算の入山にはじまり、宝龜六年（七七五）、桓武天皇の第八皇子、開成皇子の開基と伝えられている。⁽¹⁾

この勝尾寺の周囲には、かつて本寺の寺領の境界を示す勝示であった「八天之石蔵」という石造遺構が存在している。昭和三十七年から八年にかけて、『箕面市史』の編さんに伴う事業としてこれの調査が行なわれ、「勝尾寺文書」に見える八カ所の勝示が現在も遺存していることが判明した。個々の勝示は、三段築成の石組遺構であり、その中央に、それぞれ陶製の容器におさめられた青銅製の四天王像と四大明王像が埋められていること等の事実が確認された。当時、私は、箕面市史編集委員会委員長鳥越憲三郎先生、及び同編集委員藤澤一夫先生のご指導の下に、調査主任としてこの調査に従事した。調査の概要は、市史編集委員会において『箕面市勝尾寺勝示八天石蔵調査概要』としてまとめ、また川勝政太郎先生のお奨めによって、『史迹と美術』誌上に記し、さらに昭和三十九年五月、東京大学に於て開かれた日本考古学協会第三〇回総会において概要を報告した。⁽²⁾ 考古学界では、はじめて遭遇し、また、はじめて取り上げた研究対象として、大きな反響をよぶことになった。⁽³⁾

この調査そのもののくわしい成果は、『箕面市史』第一巻本編に「勝尾寺の勝示」として執筆した。また「八天之石蔵」八カ所は、稀有の遺構として、昭和三十九年三月、文化財保護法によって史跡に指定された。

さて、勝示（ぼうじ）とは、土地の境界を明示する『しるし』であり、寺社領や莊園などの四至及びその境界を示すための標識として存在し

『四至』と『勝示』考

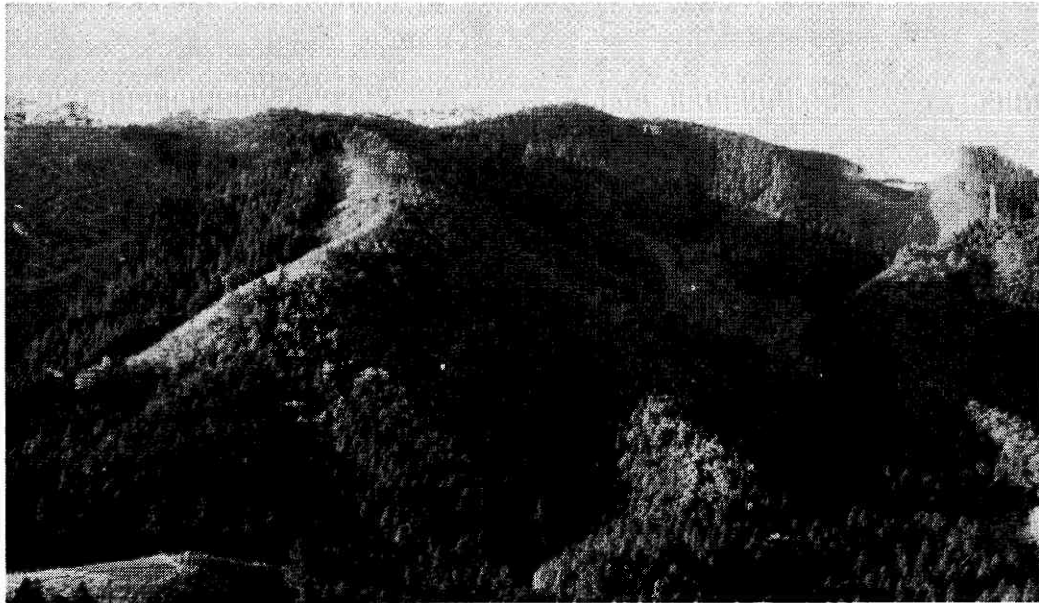
たことは、古代・中世の文書に、慣用語といってもいい位頻繁に記されている。しかし、その勝示が実際にどんな施設であるのかということについては、従来さほど注意されることもなく、少くとも考古学の分野においては、まったく顧られることのなかった対象であった。

こうした、私自身の体験から、以後、勝示というものに強い関心を抱くようになった。しかし、勝示という文字の見える文書は尠大な量に上り、それを研究の対象としても到底手に負えるものではなく、また私自身の生活環境が、そうした悠長なことに係わっておられない状況になって、今日まで何年かの歳月を経過してしまった。

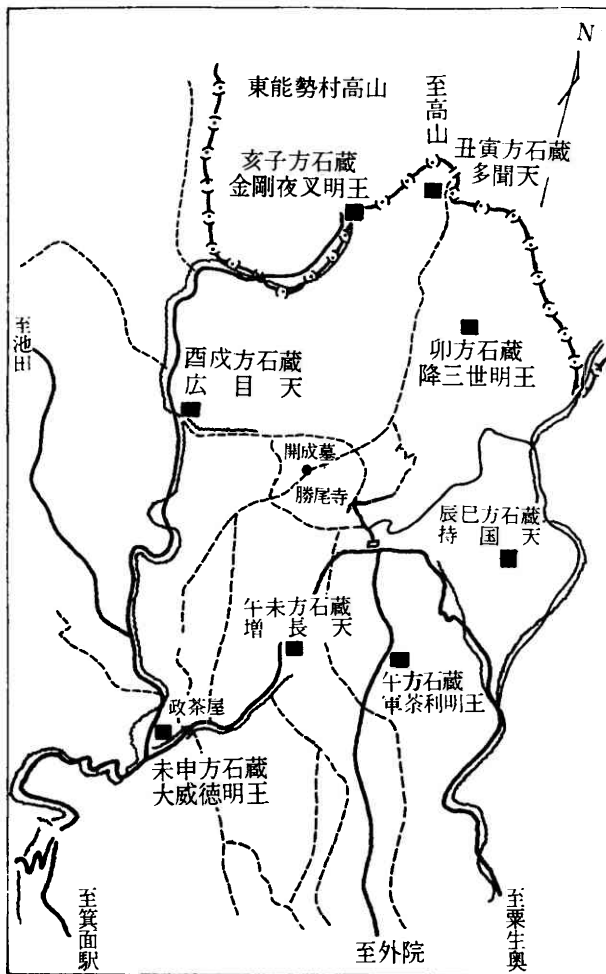
その後、荘園史の研究分野では、勝示についての注意が払われていること、とくに、現地の野外調査に基づいて、当時の荘園の景観を復原し、さらに荘園の現状を把握しようという歴史地理学の立場からも勝示がとり上げられていることを知った。後節において述べるつもりであるが、その一例として、紀伊国梓田^{かせだ}庄や播磨国^{いかるが}鶴庄がある。とくに鶴庄の勝示は、現在四カ所に現存し、とくに『播磨国鶴庄史料』の解説にとり上げられ、また、最近では、立命館大学の谷岡武雄教授が『聖徳太子の勝示石』（学生社「日本の歴史地理」7、昭和五十一年一月）という書物を著わされたが、歴史地理学の立場からでの勝示へのアプローチとして、啓発されるところが多い。

一方、わが国には数多くの荘園絵図がのこされている。先に記した紀伊国梓田庄及び播磨国鶴庄にもそれぞれ絵図が遺存し、その研究の基礎となっていることは周知の通りである。先年、京都国立博物館において、これらの荘園絵図をふくむわが国の古絵図展が開催されたが、この時に展観された個々の絵図を図版で紹介すると共に研究論文をのせた図録が刊行された。⁽⁵⁾ また、この展観に従事された難波田徹氏によって、『古絵図』（『日本の美術』72、昭和四十七年五月）が刊行された。さらに、わが国に遺存するすべての荘園絵図を集大成した、『日本荘園絵図集成』上・下二冊の刊行は、荘園研究はもとより、絵図に記されたさまざまな事象について、あらゆる角度から考察を加える上でのすぐれた基礎資料として今後に裨益するものと思われる。

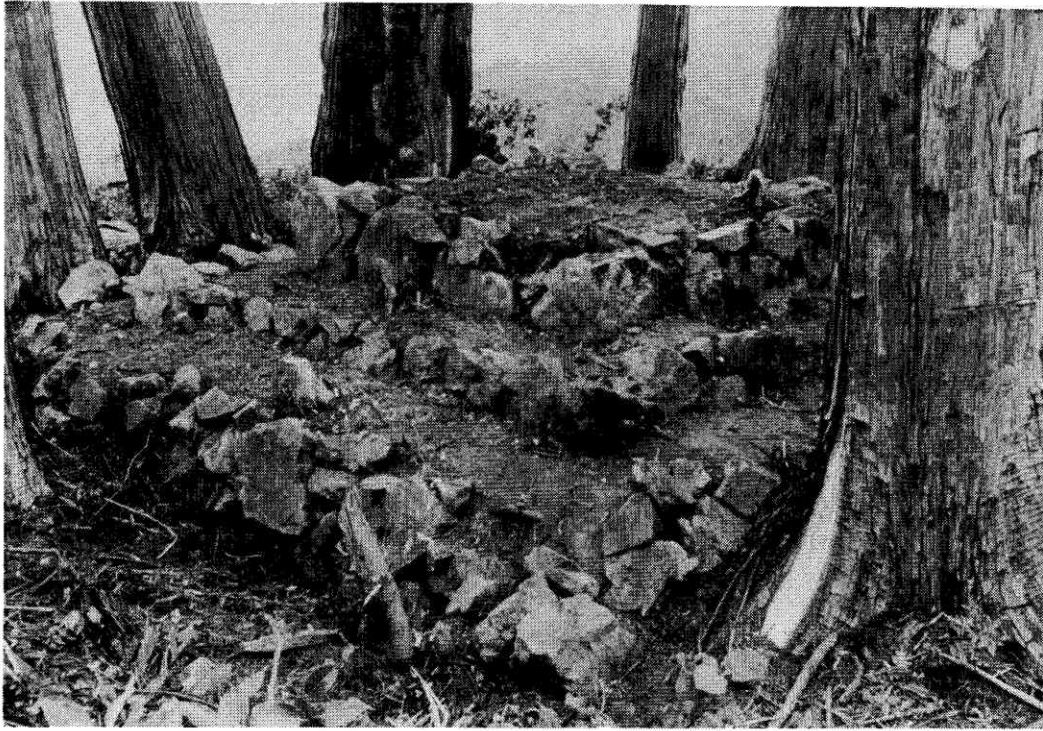
勝尾寺勝示の発掘調査に従事したことに端を発した私の勝示への関心は、次いでふとしたことから知ることのできた播磨国鶴庄勝示の現地調査を経て今日に至った。まず、絵図を基礎に、勝示が描かれている荘園または寺社について現地調査を行ない、絵図に見られる状況を現地において確かめると共に、勝示の存在を確認し、さらにその勝示がどんな施設または設備のものなのかを確認することを一つの課題とすることを思い立った。まだ着手して日浅く、十分な成果を得ているわけではないが、将来的には、寺社・荘園に関する古文書の中から勝示に関係のあるも



第1図 勝尾寺山の遠景



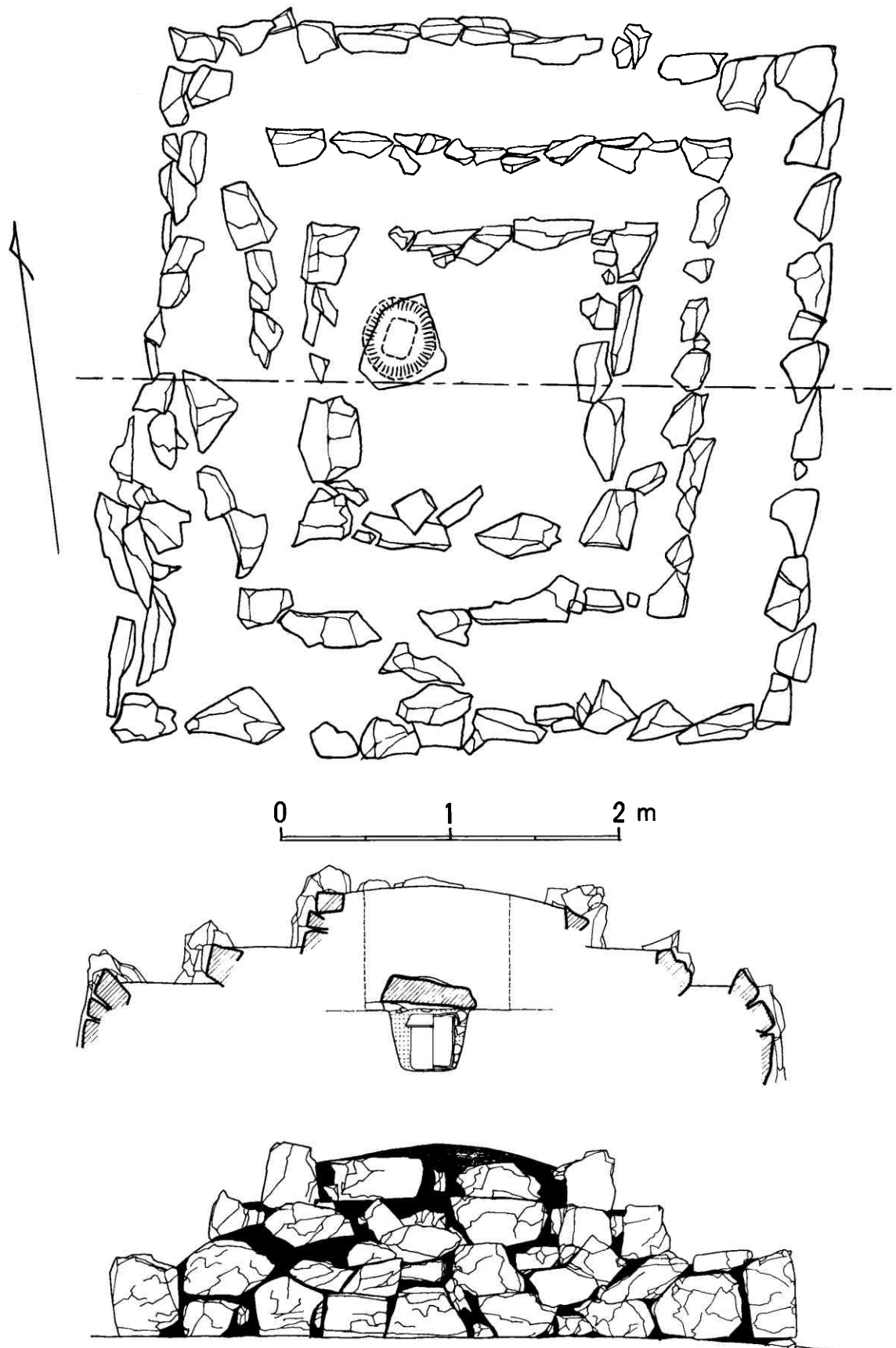
第2図 勝尾寺勝示八天石蔵所在地図



第3図 勝尾寺勝示持国天王石蔵



第4図 陶製容器の埋納状態（増長天王石蔵）

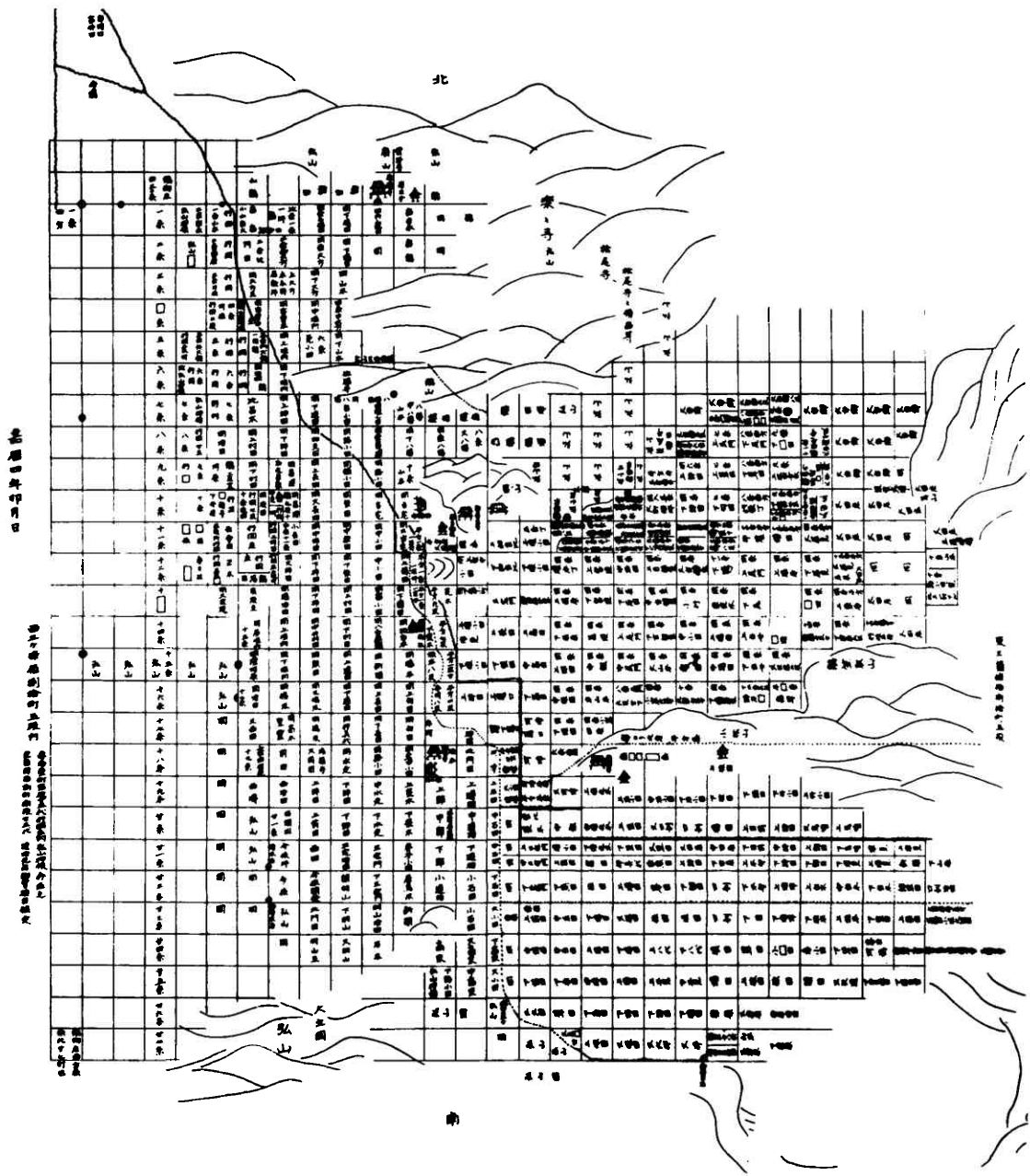


第5図 勝尾寺勝示実測図（多聞天王石蔵）



金剛夜叉明王 1	広目天 2	多聞天 3	降三世明王 4
大威徳明王 5	増長天 6	持国天 7	軍荼利明王 8

第6図 石蔵出土の四天王・明王像



第7図 鶴荘実検絵図（『播磨国鶴荘史料』による）



3



1



2

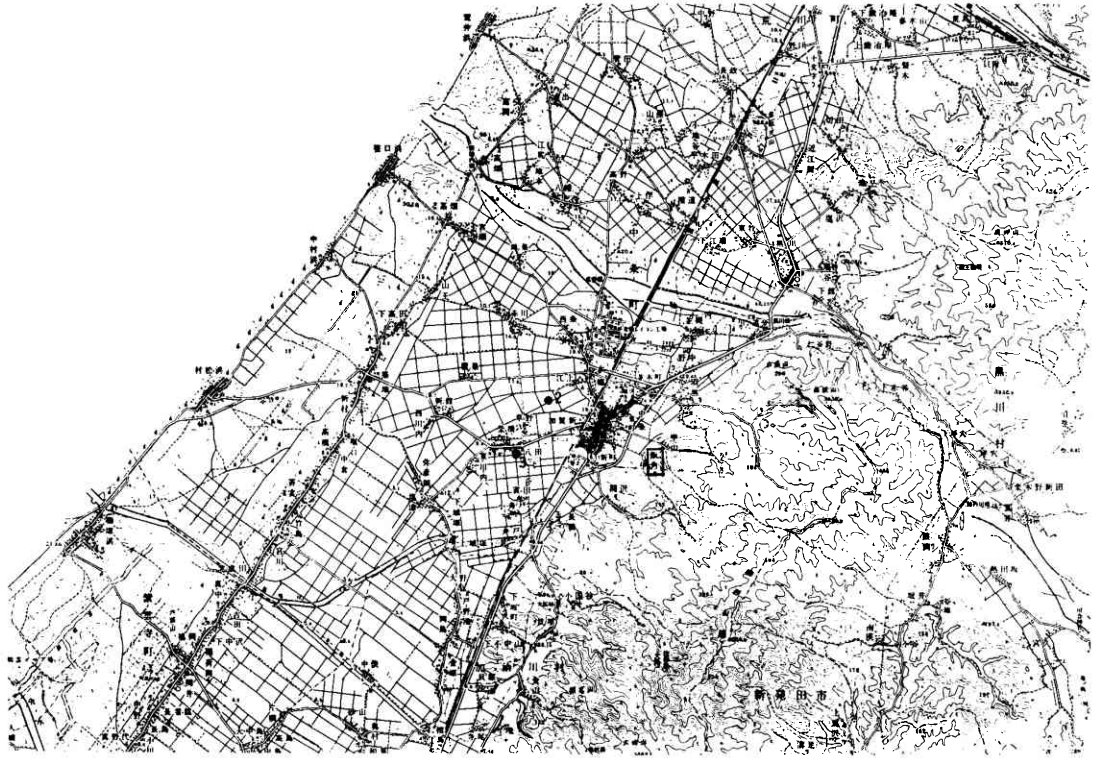


4

第8図 現存する鷗莊の榜示

嘉暦4年(1329)の「鷗莊実検絵図」には12カ所の榜示の所在が表わされているが、現存するものは4カ所である。そのうち平方所在の榜示石が原位置をとどめているが他は移動している。

1. 太子町平方の榜示石
2. " 東保の榜示石
3. " 福田の榜示石
4. " 矢田部の榜示石

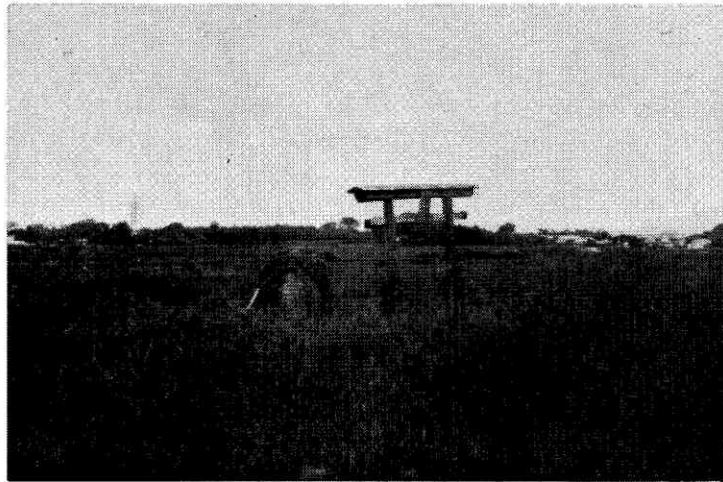


第9図 越後国奥山荘の故地 (1/50,000 地形図「中条」)



第10図 越後国奥山荘の榜示(1)

正応5年、荒河保との和与によって建てられた榜示石で、上図の範囲外にある。次頁の2・3は中条町加賀新、4は同柴橋に所在し、いずれも自然石で、信仰の対象となっているが、榜示石と考えられている。なお図中の字飯角からは木製の榜示が出土している。



2



3



4

第11図 越後国奥山荘の榜示(2)

のすべてを抽出し、同様な方法で現地調査を進めて行くことを念願している。

本稿は、はじめ「勝示考」として勝示研究の覚書的なものとして書きはじめたが、勝示と密接なつながりのある「四至」のことを考えている間に四至についても紙数を費してしまったため、「四至」と「勝示考」という標題に改めた。要は、私自身調査した箕面市勝尾寺の勝示を改めて紹介すると共に、実際に見聞した播磨国鶴荘と越後国奥山荘の勝示について私なりの見聞を合わせ、「四至」と「勝示」に関して、二三の問題を提起しようというのが本稿のねらいである。

註

- (1) 箕面市史編集委員会編『箕面市史』第一巻、本編（昭和三十九年一月）
- (2) 藤井直正「北摂勝尾寺八天之石蔵―中世寺院の勝示遺構」(『史迹と美術』第三四七号、昭和三十九年八月)
- (3) 藤井直正「大阪府箕面市勝尾寺勝示八天石蔵の調査」(『日本考古学協会第三〇回総会研究発表要旨』昭和三十九年五月)
- (4) 日本考古学協会編『日本考古学年報17、昭和三十九年度』(昭和四四年三月刊)の「学界の趨勢」に、三宅敏之氏が、「なお寺院址に関連して、昨年調査された勝尾寺(大阪府)における勝示遺構の報告が藤井直正氏の手で発表されたが(史迹と美術347)、これは文書記録にはしばしば見えながら、その実際についてはほとんど知られていなかった勝示、すなわち寺域の四至・境界を示す標識の一例を明らかにした貴重な報告であった。」と評価されている。
- (5) 京都国立博物館『古絵図特別展覧会図録』(昭和四四年二月)

二 四至とその占定

わが国の歴史において、ある区域または地域を区画し、あるいは何かの目的をもって境界を定めるということが実際に行なわれたのは、いつごろからであろうか。こうした観点から「境界の設定」ということをめぐる問題についての研究が、歴史学の分野においても、考古学の分野においても、とりあげられたことがあるのだろうか。

本題からは少しはなれるかも知れないが、このことについて概観して見よう。

考古学的資料で見える限り、縄文時代においては、区域または地域の設定を意識的に行なったという状態を示す遺跡乃至遺構は現在までのところ発見されていない。山野または海浜をフィールドとして狩猟・漁撈を生業としていた縄文時代の人びとにとって、一つの区域・地域を限る必

要はなかったのである。

次の弥生時代になると、まったくちがう世界が展開する。たとえば、静岡市の登呂遺跡や滋賀県大中ノ湖南遺跡で検出されている水田の遺構は、それ自身整然たる区画をもっているが、住居跡等の見つかった場所とはちがった場所に存在している。全国には何百・何千カ所という弥生時代の遺跡が存在しているが、どの遺跡にも共通している遺構はといえば、大小さまざまな“溝”といえるであろう。この溝こそ、排水の施設であると同時に、一つの区域を画するために必要不可欠のものであったのである。

弥生時代の遺構として、さらに顕著なものは墓域である。居住の地と同じところに営まれた墓域もないではないが、大ていの場合、一つの集落の中に何カ所かの墓域がつくられていくのがふつうである。また、最近全国の弥生時代遺跡で検出されている方形周溝墓は、まわりに周溝を保持していることによって名付けられたが、この周溝こそ、死者の葬られた“聖なる区域”を定めたものに他ならない。

弥生時代は、今さういうまでもないことであるが、農耕を基調とした社会であった。人びとは低湿地に定住して水田耕作を営むことになったが、水田の区画はもとより、居住区域・生産区域・墓域等の設定が必然的に生ずるようになった。また、こうした社会のあり方は身分・階級の差が区域の設定にも係わりをもつて来るのである。畏友水野正好氏はこうした溝に見られる弥生時代の社会を“隔絶”という語で表現しているが、区域・地域の占定という事象は、この“隔絶”のあらわれであり、それは政治的社会的の成立とつながりのあることを知るのである。⁽¹⁾

弥生時代の溝による区画からさらに進んで、政治的・祭祀的社会による区域の占定は、“聖なる区域”の設定に発展する。そうしたすがたを単的に表現しているのが古墳である。四世紀から七世紀までに築かれた大小さまざまな古墳は、それ自身権力者の奥津城であり、現世の支配権力を来世にまで具現したものに他ならないが、明確な区域の設定を見ることができよう。

水野氏が指摘しているように、隆然たる墳丘にめぐらされている周濠は、弥生時代の方形周溝墓の周溝の発展したすがたとも見られるが、それ自身、“聖なる区域”のあらわれである。奈良県桜井市に所在する茶臼山古墳は、四世紀の古墳時代初頭に築かれた前方後円墳であるが、後円部の墳頂には、長大な竪穴式石室の周囲に、底部を穿孔した土師器が長方形に並べられていた。⁽²⁾この土器が、円筒埴輪の起源となるものであることは、すでに常識となっているが、墳丘上に円筒埴輪を並べ、さらに器財埴輪を配置している例は、全国に数多く求めることができる。こうした例は、水野氏が指摘するように、「隔絶の表現であったのであり、また極めてつよい聖性の表示でもある」ととらえることができるので

ある。

遺跡の発掘調査例や考古学的資料に見るまでもなく、「聖なる区域」の設定は、伊勢神宮の内宮・外宮に見られる嚴重な三重の垣にも具現されているが、これらは、あくまでも聖域の占定であって、四至すなわち東西南北の方位への指向、ないしは觀念をこの段階ではみとめることができない。とすると、より明確な「四至」の思想は、中国の古代思想が政治的世界に定着する律令国家の確立以後のことであつたと見られる。

ところで、ここで注意したいものが一つある。それは信濃国諏訪大社の御柱である。諏訪大社は、諏訪湖をへだてて、長野県諏訪郡上諏訪町に春宮と秋宮、同諏訪市に上社と下社、計四社から成っている。この四社共、本来本殿はなく、高さ十数丈というモミの木の大木四本が方形の区域を画して立てられ、これが御神体として信仰の対象とされて来た。⁽⁵⁾この御柱は、それ自身、神の降臨する憑代よりしろであるが、四本の柱で区画された場所が「聖なる区域」であり、ここに神が齊くと考えられたのである。この御柱を立てる意義については諸説があり、未だ十分に解明されていないが、四本の柱によって区域を設定することに意味があるのであり、その思想の根底に、四至とのつながりを求めることができる。

「四至」ということはこそ使われていないが、広大な地域を占定した一つの史料がある。それは、『日本書紀』大化二年春正月の、いわゆる大化改新の詔の中に、

凡畿内、東自_ニ名壑横河_一以來。南自_ニ紀伊兄山_一以來。西自_ニ赤

石櫛淵_一以來。北自_ニ近江狹々波合坂山_一以來。爲_ニ畿内國_一。

とあることである。畿内の範囲を定めたものとして古来著名な記事であるが、これが地域を定めたものでなく、当時の道を基準として大よその範囲を示したものにすぎないという所説もある。⁽⁴⁾

また、同じ大化二年秋八月の条には、

宜_下觀_ニ國々疆塚_一、或書、或圖、持來奉_上示

という記事がある。ここではじめて「國々の疆界」ということばが明示されている。この記事は、和銅六年（七二〇）の、いわゆる風土記の選進につながるものと解されているが、⁽⁵⁾事実、天平五年（七三三）に勘録された『出雲國風土記』には、その冒頭に、

「四至」と「勝示」考

「四至」と「榜示」考

國々大體、首震尾坤、東南「山、西」北屬海、

とあり、明らかに方位に基づく觀念を伴っている。『常陸國風土記』では、より明確になり、

新治郡

東那賀郡塚大山、南白壁郡、西毛野河
北下野常陸二國之塚、郎波太岡

というように、東西南北の境界を明示している。ただし、いずれの風土記にも「四至」という語は使われていない。

ところで、「四至」という語は、奈良時代にはすでに使用されているが、その初現の史料は未だたしかめていない。「四至」の使用されている史料の一例として、『住吉大社神代記』を見よう。天平五年（七三三）の年紀をもっているが問題がないわけではない。しかし、この中には、記紀には見えない住吉大社の伝承が記されていて貴重とされている。⁽⁶⁾ その中に「神奈備山本記」というものがあり、

四至

東限膽駒川。龍田公田。南限賀志支利坂。山門川。白木坂。
江比須墓。西限母木里。鳥坂至。北限饒速日山。

と記されている。また、この項の末尾に、「母木里與高安里二塚在置諍石」とある記事は、境界を標示するための、後の榜示につながる施設の例として重要であり注意しておきたい。⁽⁷⁾

こうして見ると、区域・地域を限るということからはじまった「聖域の占定」は、社会の推移と共にどのように発展をして行くのか。また、「四至」という語句の使用の背景がどのようにつながって行くのか。多くの未解決の問題が横たわっているように思われる。

ところで、律令国家の発展と共に、わが国にも、隋・唐の制度に倣った都城が建設されるようになった。それまで飛鳥の地に所在していた代々の帝都が、一つの地を卜して定着するようになったのは、持統天皇の四年（六九〇）に造営が開始された藤原京が最初であり、さらに元明天皇の和銅元年（七〇八）には、平城京の造営が開始された。この藤原京・平城京の造営に当たっては、当時、すでに大和盆地に都市計画が樹立されており、それを基準に両京が造営されていることが主張されている。⁽⁸⁾

平城京の造営に当たって、その詔には、

方今平城之地、四禽叶圖、三山作鎮、龜筮並從、

とあるが、ここで注意すべきことは、「四禽叶圖」という語句である。四禽とは、玄武・白虎・朱雀・青龍をいい、それぞれ東西南北の方角に

当ててその守護神としているが、こうした瑞祥思想は、「四至」の占定とも大きなかわりのあったことを物語っているのである。

藤原京にはじまり、平城京とつづく宮都の建設は、以後難波京・長岡京への遷都を経て平安京に至るが、こうした都城には、東西・南北に条坊制とよぶ方格の地割が施行された。従って、官衙をはじめ、貴族の邸宅、寺院等はすべてこの条坊制の区画を基準として占地することになった。また畿内をはじめとする地方の諸国には、班田収授の実施のために条里制が施行され、ある一定の基準を定め、ふつう郡を単位として方格の地割が行なわれた。条里制の起源や施行の実際については、諸国によって一様でなく、種々の問題をはらんでいるが、何れにしても、国庁や郡衙、駅家等の公的施設をはじめ、地方への仏教のひろまりと共に建立された氏族寺院（氏寺）や、天平十三年（七四一）の詔によって諸国に建立された国分寺・国分尼寺も、特殊な例を除いてこの条里制を基準として寺域・寺地が占定されたと考えられる。

ところで、奈良時代末以後、山岳仏教のひろまりと共に、各地に山岳寺院が創立されたが、これら山岳寺院における寺地ならびに四至はどのように定められたのであろうか。⁽⁹⁾ そのおそらく最古の例が東大寺であろう。

正倉院には、天平勝宝八歳（七五六）の年紀をもつ有名な「東大寺四至山塚図」がのこされている。寺院境内絵図としても最古の遺例であるが、旧境内を知ることのできる重要な史料である。これを見ると、

- 一塚 道塚 六塚 香山東南道
- 二塚 飯守道 七塚 能登川
- 三塚 佐保寺道 八塚 氷室谷
- 四塚 佐保川 九塚 興福寺道
- 五塚 佐保川源 十塚 寺園

となっていて、西を限る平城京の京極大路の直線を除いて、一の塚から十の塚まで、それぞれ、河川の水源地、合流点、道路の交叉点、分岐点など、自然地形に合わせて境界を設定していることがわかる。ただし、この図では、境界を示す標識すなわち勝示は表現されていない。

次に、山岳寺院の代表ともいうことのできる高野山の場合を見よう。高野山金剛峯寺は弘法大師の草創にかかることは周知のことであるが、その伝承は、弘仁七年（八一六）七月の「太政官符」によって明らかにすることができる。すなわち、

「四至」と「勝示」考

“四至”と“勝示”考

高野山太政官符

太政官符紀伊國司案文 在內印拾漆所

空地壹處在伊都郡以南四至東西南北高山

東限丹生川上峯 南限當川南長峯

西限應神山谷 北限紀伊川

とあり、四至については、この太政官符と、承和元年（八三四）の弘法大師筆と伝える山上四至点定の文書を合わせた『金剛峯寺根本縁起』に、

吾上登月丹生津姫命及御子所付屬山地四至

東限大日本國 南限海

西限應神山谷 北限日本河

事情注遺告文

譽田天皇定塚四至

東限丹生川上 南限當河南橫峰

西限神勾星川 北限吉野川

具注丹生氏天平十二年藉文并祝相傳祭文

官符所載四方高山

東高山摩尼峰 大日本國今大和國名也、紀伊國塚山也、謂丹生川々上是也

南高山當河南長峰 謂阿手河南橫峰是也

西高山應神山 謂神野山神勾谷及生石峰是也

北高山宇由峰 謂丹生北吉野川南岑是也又云槇尾

と記されていて、広大な地域を占めていたことが知られる。この高野山の四至については、「高野山四至結界絵図」がのこされていて、文書の記載と合わせて現地の考定を試みる事が可能である。

註

- (1) 水野正好氏「祭式・呪術・神話の世界」(『日本生活文化史1、日本の生活の母胎』所収、昭和五〇年九月)
- (2) 中村春寿・上田宏範氏『桜井茶白山古墳』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第十九冊、昭和三六年)
- (3) 藤森栄一氏『諏訪大社』(中央公論社美術文化シリーズ、昭和四五年九月)
- (4) この記事の解釈は必ずしも一様でなく、地域の設定というよりも当時の交通路に従って、その限界を示すものだという所説もある。長山泰孝氏「畿内制の成立」(『古代の日本5、近畿』所収、昭和四五年一月)。
- (5) 織田武雄氏『地図の歴史―日本編―』(講談社現代新書、昭和四九年一月)
- (6) 田中 卓博士『住吉大社史』(住吉大社奉賛会、昭和三八年七月)
- (7) 高安岡は、のちの河内国高安郡の地域を指し、母木里はそれに北接する河内郡の地域を指すものと考えられる。母木という地名は、枚岡神社の社家であった水走氏の史料の中に「母木寺」というのが見え、また『日本書紀』神武天皇即位前紀に地名伝承が記されている。
- (8) 岸 俊男氏「飛鳥から平城へ」(『古代の日本5、近畿』所収、昭和四五年一月)
- (9) こうした観点に立つ研究として、森 蘊・牛川喜幸両氏の「寺地と結界の種々相」(『奈良国立文化財研究所年報一九六六』所収、昭和四一年二月)があり本稿もこれに負うところが多い。なお、この論文には、箕面市勝尾寺勝示の調査成果を紹介されている。

三 莊園・寺社領の勝示と絵図

試みに、日本史の辞典で「勝示」という語をひくと、

土地の境界のしるし、莊園の境の標識としてたてた木のくいや、石柱など。

と至極簡単に記されているに過ぎない。それでは「勝示」という施設がいつごろからつくられるようになり、「勝示」という語がいつごろから使われるようになったか。ということになると私自身もまだ明確な解答を用意していない。しかし、いづれにしても、莊園あるいは寺社領の四至が決定され、その範囲を明確にする必要が生じて来た時点で「勝示」の設定が不可欠のものとなり、中世以後、莊園・寺社領をめぐる争いが

「四至」と「勝示」考

「四至」と「榜示」考

頻繁とならざるを得なかった社会情勢の中で、「榜示」が重要な機能を果たすようになったことは確かである。

以下、荘園・寺社領の榜示と、現存する荘園・寺社領の絵図のうち、榜示が描かれていることによって、とくに「榜示絵図」とよばれているものについて概観して見たい。

大化の改新によって、すべての土地・人民は国家のもの、すなわち公地公民が原則となったが、私有を認められた土地がないわけではなかった。官人の職種・位階に応じて与えられる職田・位田があり、また功勞のあった者に賜わる功田・賜田等がそれである。一方、班田収授の実施のためには、人口に応じる田地（口分田）が必要であったが、年々増加する状態に感じ切れず、必然的に口分田の不足が生じて来た。こうした中で、養老二年（七二二）に「三世一身の法」、続いて天平十五年（七四三）には「墾田永久私財法」が公布された。こうして、従来認められていた私有地に加えて、開墾による私有地が増大し、貴族・寺社等、いわゆる権門勢家による大土地所有形態が生じ、荘園制社会が発展することになった。

こうした土地の所有や、土地の開墾に当たっては、当然田図が作成されたものと考えられている。⁽¹⁾先にも引用した、大化二年（六四六）の班田収授の実施に当たって、「宜しく国々の塩塚を觀、或は書し或は図し、持ち来って示したてまつれ」と詔されているが、正倉院その他に伝えられている「墾田図」や「開田図」は、こうした背景の中で作成された地図であったに相違ない。

一方、平安時代末から鎌倉・室町時代にかけての荘園制社会においては、荘園を中心とする土地私有の体制を整えるため、その機能に応じた絵図が必要となった。こうして各荘園ごとに、所有する領域を確定し、荘園の境界を明示するための荘園絵図が作成された。また、荘園の現地においては、境界を明示するための標識が設置されたが、これが本稿の主題としている「榜示」であり、この標識としての榜示を図上に記入したものが榜示絵図に他ならないのである。

以上述べた通り、荘園絵図は、各荘園の成立・推移・衰退等の歴史を具体的に記録した文書と共に、現地における状況を知ることができる上において重要な史料である。

この荘園絵図について、難波田徹氏は次のように区分されている。⁽²⁾

区分	名称	作成理由
1	立券荘号絵図	荘園が立券荘号されるときに、四至を明確にするため
2	荘園寄進絵図	荘園が権門勢家などに寄進されるとき
3	境界相論絵図	荘園の境界に相論が生じたとき
4	下地中分絵図	荘園において、和与・下地中分などが成立したとき

一方、荘園と共に、古代・中世の社会において大きな勢力を有していたものに寺社があり、その寺社も広大な領域を占有していた。その例として、前節に触れた大和国東大寺と紀伊国高野山金剛峯寺の例を示したが、寺社の場合には、その境域を定めるに当たって、結果（けちかい）という宗教的儀式が行なわれた。結果とは、「寺院においては、伽藍・僧坊及び園林などを含む寺地全体を清浄な区域と見て、俗界との間に截然と墻境を定め、これを自らも確認し、隣接する俗界の人々にも認証させること」をいうが、東大寺・高野山の場合もその境域は、こうした結果によって定められたものであることはいままでもない。

比叡山延暦寺は、高野山と並んで平安時代初期における山岳寺院の典型といえることができるが、『叡岳要記』上の「山門結界仏閣建立」のところに、

延暦寺

在_二日本國近江國志賀郡比叡山_一

大界地參拾陸町、周山四方谷六里

傳教大師結界

内地淨
刹結界

東限_二比叡社并天埴_一、南限_二登美溪_一、西限_二

大比叡峯小比叡南峯_一、北限_二三津濱横川谷_一

“四至”と“勝示”考

「四至」と「榜示」考

とあり、また弘仁九年（八一八）の「太政官牒」には、「定_二寺家四至内外堺_一事」として、

東限_二江際_一、南限_二富谷_一一作宜谷

西限_二下水飲_一、北限_二楞嚴院北溪_一横川谷

と、その四至が明示されている。さらに、平安時代末に造立され、九体の阿弥陀如来像によって著名な山城国浄瑠璃寺の場合では、『浄瑠璃寺流記事』に、

一庚久安九月之比、伊豆僧正御傍惠信一、法性寺殿（中略）而僧正御傍御座之時、重明_二結界等御沙汰_一、
午乘院被_レ掘_レ池、被_レ立_レ石、種々有_二御興行_一 忠通令息

と記されている通り、結界の儀式が行なわれていることが知られるが、「被_レ立_レ石」とあるのは榜示の設置されたことを物語っている。

鎌倉時代になると、この結界の儀式が、とくに南都西大寺を中心とする律宗の僧侶―叡尊及び忍性―によって活ばつに行なわれた。このことについては、森蘊・牛川喜幸両氏の「寺地と結界の種々相」にくわしく論じられているが、ここでどうしても挙げなければならないものが「称名寺結界絵図」である。称名寺は横浜市金沢町にある真言律宗の寺院で、北条実時が母の菩提を弔うため、文応元年（一二六〇）ごろ、武蔵国六浦庄に建立した寺院である。はじめは念仏宗であったが、文永四年（一二六七）に律宗に改めた。この時に律宗の方式による結界修法が行なわれ、かの著名な結界絵図が製作されたのである。

箕面市勝尾寺の場合も同様であり、後節において榜示の遺構と共にくわしく紹介する。

こうして、結界という作法によって定められた寺域―四至は、そのまま各寺院を維持するために必要な空間であり、それが寺院の経済的基盤となるものであることにおいては荘園の場合もまったく同様である。従って寺社の境域にあっても、他からの押妨を防ぐための境界の明示は、荘園と同じく重要であり、榜示は必要不可欠の施設乃至設備であったのである。寺社の所有する荘園については、他の荘園とまったく同じ条件であることは当然である。

こうした意図で製作された荘園絵図のうち、榜示の描かれているものとして次のものを挙げる事ができる（第一表）。

第一表 莊園絵図一覧表（勝示の描かれているもの）

名称	所在地	年代	所蔵者
紀伊国神野真国荘絵図	和歌山県海草郡美里町 同 野上町	康治二年（一二二三）	神護寺
紀伊国柿田荘絵図（その一） 〃（その二）	和歌山県伊都郡笠田町		神護寺 宝来山神社
備中国足守荘絵図	岡山県岡山市足守町	嘉応元年（一二六九）	神護寺
越後国奥山荘波月条近傍絵図	新潟県北蒲原郡中条町 同 黒川村	建治三年（一二七七）	中条町
越後国奥山荘与荒河保和与絵図	新潟県北蒲原郡中条町 同 黒川村 同 岩船郡関川村 同 荒川町	正応五年（一二九二）	新潟県長岡市 反町十郎氏
播磨国鷗荘実検絵図	兵庫県揖保郡太子町	嘉暦四年（一二三九）	法隆寺

また、寺社勝示絵図としては次の五カ所がある（第二表）。

第二表 寺社領勝示絵図一覧表

名称	所在地	年代	所蔵者
神護寺々領勝示絵図	京都市西京区梅ヶ畑高雄	寛喜二年（一二三〇）	神護寺

“四至”と“勝示”考

「四至」と「勝示」考

高山寺々領勝示絵図	京都市西京区	寛喜二年(一二三〇)	神護寺
出雲神社々領勝示絵図	京都府亀岡市	天福二年(一二三四)	出雲大神宮
虚空蔵寺々領勝示絵図	奈良県添上郡	鎌倉中期	東大寺
金勝寺々領勝示絵図	滋賀県栗太郡栗東町	々	金勝寺

なお、これらの絵図とは年代のさかのぼるものとして、「額安寺伽藍並条里図」がある。額安寺は、現在の奈良県大和郡山田市に所在した古代寺院で、本図にはその伽藍と寺地が示されており、おそらく勝示と見られる自然石が描かれている。

註

- (1) 織田武雄氏『地図の歴史—日本編—』(講談社現代新書、昭和四九年一月)
 (2) 難波田徹氏「荘園絵図と社寺領勝示絵図」(京都国立博物館『古絵図特別展覧会図録』所収、昭和四四年二月)

四 勝示の遺構

1 摂津国勝尾寺の勝示

勝尾寺は、大阪府箕面市粟生の山境に所在する真言宗の古刹である。かつて本寺の境界を示すために築かれた勝示の遺構は、おそらく全国各地に所在した筈の寺社領および荘園勝示の中で、もっとも整った、勝示中の白眉というべきものであるが、その概要を紹介しておこう。

勝尾寺には、尨大な量に上る古文書・記録類が伝えられ、『勝尾寺文書』として著聞しているが、鎌倉時代、寛喜二年(一二三〇)の「勝尾寺四至注文」を見ると、

注進 勝尾寺塚事

四至

東限泉原 御室御領 粟生山 綾小路御領
川定

南限萱野山 近衛殿御領

西限寮御牧領 川定

北限高山塚

四角四天石蔵事

丑刀(寅) 泉原高山両塚

辰巳 泉原粟生両塚

未申 萱野御牧両塚 河定

戌亥 高山真川原両塚 河定

右注進如件

寛喜二年庚寅後正月廿七日

とあり、寛喜二年当時における勝尾寺領の四至と、そのころ「四角四天石蔵」というものが存在していたことを知ることができる。すなわち、勝尾寺の寺領は、東を泉原と粟生山を限って御室御領と綾小路御領に、南は萱野山を限って近衛殿御領に、西は右馬寮豊島牧に、北は高山領を限る広大な地域を占めていたことがわかる。また「四角四天石蔵」とは、おそらくこの寺領の四至、すなわち丑寅（東北）・辰巳（東南）・未申（西南）・戌亥（西北）の方位を示す四カ所に築かれていた何らかの構造物をいうものである。

ところで、この文書は、寛喜二年から二年前の安貞二年（一二二九）、豊島牧の下司であった左衛門尉経真という者が、勝尾寺周辺の山野を侵犯したのに対して、寺から右馬寮に訴え、この日、すなわち寛喜二年後正月廿七日に、時の頭から実検使として牧預所である右衛門尉景基が派遣され、寺の主張に相違ないことが認められ、経真に対して濫妨を止める旨の下文が発せられた。この文書はその時の訴状に付せられたもの

「四至」と「勝示」考

「四至」と「勝示」考

であり、寛喜二年二月の右馬寮下文も現存している。内容は次の通りである。

右馬寮下 攝津國豊島牧司

可早停止牧住人左衛門尉經真濫妨任先例致沙汰勝尾寺訴申塚相論事

右如寺家訴状者、本願結界之昔、分山地於内外、埋八天於四角、永為寺領之勝示、以号八天之石藏云、依之下遣右衛門尉景園令実檢之処、如委解無相違、此上經真巧非遁犯結界之条、甚以不便也、自今以後者、停止經真之濫妨、任先例可為寺領之状、所仰如件、司等宜知勿違失、以下、

寛喜貳年二月 日

この文書にも、「本願結界之昔、分山地於内外、埋八天於四角、永為寺之勝示、以号八天之石藏」の語句があつて、石藏のことが記されているが、ここでは「八天之石藏」と呼んでいる。

さらに、寛喜二年四月二十日の年紀のある「太政官牒」には、

太政官牒撰津国勝尾寺

応停止寺領四至内殺生伐木等新儀狼藉事

右得彼寺衆徒去年十二月十一日解状稱、謹檢旧規当寺者善仲善算草創之後、開成皇子桓武天皇第八皇子結界之時、為防護魔界之障難、分山地於内外、埋四天於四方、爾降号八天之石藏、八処埋八天形像、其上疊石為壇、以号八天石藏、用為一寺之勝示、我寺雖辺土也（以下略）

この記事によつて、「八天之石藏」がいつでもどういふ事情でつくられ、どういふものであつたかといふことを具体的に知ることができる。この記事による限りでは、寛喜二年正月の四至注文に「四角四天石藏」と呼ばれていた石藏が、開成皇子の結界に際して設けられ、その後八天之石藏がつくられたと解することができる。

また、寛元元年（一二五四）五月十四日に、老沙弥心空が記した『勝尾寺流記』にも、石藏についての記事がある。

右老伝云、黄昏例時天人聖 等降臨之、故山客林僧不攀踏此峰云々以結界之八町四維安置四天王形像其外四面領山式百町也、限東阿世原中河東南脇侍峰南勝示谷西南石塔西限水人志利谷西北神割石北籌峰東北延喜峰者如前同安置天王像。同年冬十月三日□□□開限供養毎年不闕

弁備供具後毘敢不□□□結界之内禁遏殺生常不断法音護持内外伽藍

これによると、はじめ開成皇子の結界によって定められた八町四維に四天王の形像が安置され、その外の四面二百町四方のそれぞれと、合わせて八カ所に前の如く天王像を安置したという意味にもとれるのである。

これらの史料の解釈には問題がのこされていないでもないが、それについては『箕面市史』にくわしく記したのでここでは省略する。いずれにしても、以上の文書史料によって、勝尾寺のまわりの八カ所に八天之形像が埋められ、その上に石を疊んで壇を築いた「八天之石蔵」というものが存在したこと。それが勝尾寺領の境界を示す勝示であったことを知ることができるのである。

ところで、勝尾寺のまわりには、この石蔵の現存していることが、すでに記したように『箕面市史』の編さんによる調査で明らかになったが、この石蔵が寺にのこされている元禄二年（一六八九）の絵図に描かれ、所在地と名称が記されていて、探索に当たって大きな役割を果たした。絵図に記されている石蔵の名称を挙げておこう。

- 1 丑寅方 多聞天 王石蔵
- 2 卯方 降三世明王石蔵
- 3 辰巳方 持国天 王石蔵
- 4 午方 軍荼利明王石蔵
- 5 午未方 增長天 王石蔵
- 6 未申方 大威徳明王石蔵
- 7 酉戌方 広目天 王石蔵
- 8 亥子方 金剛夜叉明王石蔵

これら八カ所の勝示遺構は、大小の石材を積んで構築した三段方形の壇で、おおむね下段の各辺約四呎、上段二呎、高さ約一呎をはかるものである（第3・5図）。各石蔵には、中央に陶製容器が埋められ、その中には、青銅製高さ約三十呎大の四天王像及び四大明王像が、それぞれ寺の方向に向けておさめられていた（第4・6図）。容器は隅丸方形の筒形をなし、同形の蓋をかぶせたもので、おそらく厨子がかたどって特別に

つくられたものである。

2 播磨國鵯荘の傍示

兵庫県揖保郡太子町には、その名の通り、聖徳太子ゆかりの古寺、斑鳩寺（はんきゅうじ）が所在している。この寺の創建年時については、種々問題があるが、かつてこの太子町と竜野市の一部にわたって、広大な面積を占める大和法隆寺領の鵯（いかるが）荘があり、本来この荘園を司っていた政所が、のち太子信仰の興隆と共に、寺院に発展したものと考えられている。⁽¹⁾

鵯荘の成立は古く、『日本書紀』推古天皇十四年（六〇六）の条に、

是歳、皇太子亦講法華經於岡本宮。天皇大喜之、播磨國水田百町施于皇子。因以納于斑鳩寺。

とあるのが、この荘園についてのもっとも古い記録である。ここに見える「斑鳩寺」は大和国の法隆寺のことで、この時播磨國の水田百町が斑鳩寺（法隆寺）に施入された。次いで天平十九年（七四七）勅録の『法隆寺縁起并流起資財帳』には、

播磨國揖保郡貳拾玖町壹段捌拾貳歩右播磨國、小治（田）大宮御宇 天皇戊午年四月十五日、請上宮聖徳法王乎、今講法華勝鬘等經而、布施奉地五十万代、御納賜者之中 十万九千五百六十一束二把代 成町二百十九町一段八十二歩

とあるほか、蘭・山林・池・莊園等のあったことが記されている。この鵯荘の成立、推移および経営の実際については、幸いにも多くの史料がのこされており、先学のすぐれた業績がある。⁽²⁾

ところで、この鵯荘の状況をくわしく知ることのできる第一の史料として、大和法隆寺に伝えられている、嘉曆四年（一一三二）の『鵯荘実検絵図』があり、この中に傍示の所在が示されている。絵図を見ると、おそらく他荘との境界と思われるところ、十二カ所に黒点が打たれ、「御傍示石」と記入されている（第7図）。この傍示石は、南北朝時代の正平三年（一一三四）に峰相山鶏足寺の僧何某によって著わされた『峰相記』に、

同天皇ノ御宇、上宮太子勝万經ヲ講シ給ヘル御布施ニ、當國水田三百六十一町施興ス鵯庄是也太子御下り有テ、四方ノ塚ニ傍示ノ石ヲ埋ミ給フ。又寺ヲ造リ斑鳩寺ト名ク。（傍点筆者）

とあるもので、地元では「太子の投げ石」とか「はじき石」と伝承されて来た。この傍示石については、すでに記したように、谷岡武雄氏の『聖徳太子の傍示石』において、歴史地理学的見地から、くわしく論証されているところであるが、現在四カ所に絵図に見られる傍示(傍示)石と考えられるものが遺存しているが、そのうち、平方に所在するものを除いて原位置ではない。その詳細は次の通りである。(第8図)

なお、現在のこっている四カ所の傍示石は、兵庫県の史跡に指定されている。

番号	所在地	大きさ
1	兵庫県揖保郡太子町東保	幅一三〇センチ、高七〇センチ 一一〇センチ、七六センチ (左)
2	平方	一〇三センチ、三〇センチ
3	福田	一〇〇センチ、七三センチ
4	矢田部	

この傍示については、延元元年(一三三六)の『法隆寺領注文案』(法隆寺文書)に、

當庄西塚(西)押領事、既雑掌棒申状云々、子細載狀候歟

一 法隆寺敷地四至傍示井末寺庄園等顛倒注文

一 敷地 四至

東限四辻 南限
在枯木
西限碑石 北限大嶽經塚
井水中

とあり、西がわに隣接する弘山荘の押領に対する境界明示の必要から設置されたものと考えられている。

- (1) 故魚澄惣五郎博士『斑鳩寺と峰相記』(昭和一八年四月)
- (2) 阿部 猛・太田順三両氏編『播磨國鶴荘資料』(昭和四五年三月)、谷岡武雄氏『聖徳太子の傍示石』(昭和五一年一月) 関係文献が列記されている。また、一般向の読物として栗岡清高氏の『法隆寺領鶴荘』(昭和五一年一月)がある。

“四至”と“傍示”考

3 越後國奥山莊の勝示

南北に長く、広大な面積にひろがる越後国の北端に近い、下越の北蒲原郡に中条（なかじょう）という町がある。（第9図）

この北蒲原郡中条町と黒川村の全域と、同加治川村・紫雲寺町、さらに岩船郡荒川町・関川村の一部にかけて、古代末から中世にかけて所在したのが「奥山莊」である。奥山莊の成立、推移についても数多くの先学のすぐれた業績があり、また関係史料は『越後國奥山莊史料』として公刊されているが、その大要は、鎌倉時代には近衛家の所領であったが、十三世紀のはじめに三浦和田氏が地頭職となつて次第に支配を強め、以後中世の全時期に亘つて和田氏の領有するところであった。そして、宗家である中条氏をはじめとする一族が庄内の開発と経営に当たり、北越の名門として君臨したのである。

ところで、この奥山莊には二枚の絵図がのこされている。その一つは、建治三年（一二七七）ごろの作成と考えられている「越後國奥山莊波月条絵図」であり、いま一つは、正応五年（一二九二）の「越後國荒河保与奥山莊絵図」である。とくに後者は、荒河保一分地頭河村余五秀通と奥山莊一分地頭和田茂長の間で塚相論が生じ、鎌倉幕府の裁許によって和与が行なわれたが、絵図はこの時に作成されたものである。この時の和与状が存在しており（『三浦和田氏文書』一一八）の中に勝示のことが記されている。すなわち、

和与

越後國荒河保与奥山莊塚事

右件境者、於二番御引付、両方番訴陳、雖申子細、所詮云国衙、云地頭方、以和与之儀、始所立之塚者、自鳥屋岫至吉田入之両方尾山中円山之頂、自件円山頂至荒沢、随件荒沢之流、至彼沢流_(通)下北曲目、自件曲目至上山北麓与蓮妙之非人所南垣根之中間、自件中間之勝示、至荒河新保源新大夫在家南堀口、自彼堀口至白崩、自件白崩浜塚者、至積石倉勝示_(積石自小鷹、宮去北倉者所定伍町也)件境之次第、引末於絵図畢、但向後若荒河之流、越當時新立之勝示、雖流入庄内、於河者可為保領進退、至河以北境以南海陸者、可為庄領進北也、次於荒沢流者、両方可為用水云々、仍相互守和与之旨、永代不可有違乱之状如件、

正応五年七月十八日

（以下略）

この文書に見られる通り、和与に際してその境界に勝示の設置されたことが知られるが、正応五年の絵図には、和与塚の真中に丸太を組んだようなものが描かれており、これが和与状に見える「新立之勝示」であったと推定される。

ところで、この奥山荘の勝示は、井上鋭夫氏によって、絵図との対比により数カ所において現地での所在が確かめられている。⁽¹⁾ その一つは、関川村大字土沢の奥道際に立っている巨石がある(第10図)。高さ一・二呎、幅八八センチ、厚さ三八センチ、花崗岩の自然石で、この巨石は土沢字坂井の水田中に埋もれていたということである。この地点は土沢字坂井で、その南隣が大字山本字坂井であるから、この付近が奥山荘・荒河保の「坂井」(塚)であったことが明らかであり、先に記した絵図の和与塚、すなわちそこに記されている丸太の地点に当たる。従ってこの勝示石は、はじめ材木をもって標示していたものを、後に恒久的な施設として立てられたものと推定されている。

奥山荘の地域には、さらに数カ所、同じような勝示石と見られるものが遺存している(第11図)。また中条町飯角からは、木製勝示の断片と見られる角材が出土しており、現在、新発田市に所在する北方文化博物館(清水園内)に展示されている。

なお、奥山荘勝示の現地見学に当たっては、中条町中央公民館長中倉誠一氏の懇切なご配慮を得たことを付記し、謝意を表す。

(1) 井上鋭夫氏「越後国奥山荘の勝示について」(『日本歴史』第一六三号、昭和三七年一月)

五 ま と め

はじめに述べたように、本稿は古代・中世において、荘園または寺領の境域を画すための設備であった「勝示」についての私なりの覚書であり、それに関連して「四至」のことに言及して見た。

「四至」にしても「勝示」にしても、それが古代・中世における土地所有の実態を示す重要な遺構であり、都城跡・宮跡・寺社・荘園など、「面」を伴うすべての遺跡について、その考古学的調査・研究を行なう上において取上げる必要がある対象であることを提示しておきたい。

荘園絵図および寺社領勝示絵図に見える個々の荘園・寺社の現状ならびに勝示の所在についても調査を進めているが、本稿では紙数の関係で省略した。なお、この調査・研究は、本学史学科四回生の吉川啓子さんが私の指導の下に現在進めており、その成果をまっとう何かの機会に発表する予定である。勝示の現地調査に当たっては、吉川啓子、同じく史学科四回生の恩賀弘子・谷口寿美の諸君の協力を得たことを付記する。